

山形県文化基本条例（仮称）素案（パブリックコメント用）

（１）目的について

私たちに多くの恩恵をもたらし、生活していく上で欠くことのできない文化を大切に守り伝え、新たな創造や発展を図るための基本理念、基本的な施策等を定めることで、心豊かな生活、活力あふれる地域社会の実現、経済の活性化に寄与していくことを目的とします。

（２）基本理念について

文化の推進に当たって、

- ①県民は、文化活動の主体であり、自主性が尊重されなければならないこと。
- ②文化活動を行う者の創造性が尊重され、地位の向上が図られ、能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならないこと。
- ③文化を創造し、その恩恵を受けることは私たちの生まれながらの権利であり、県民誰もが生涯を通じて、文化を鑑賞し、創造し、文化に参加することができる環境の整備が図られなければならないこと。
- ④本県の文化に対する県民の理解が深まり、郷土への誇りと愛着、地域社会の絆が育まれるよう考慮されなければならないこと。
- ⑤本県の風土と歴史に培われてきた特色ある文化は、県民の共通の財産であり、その多様性が尊重されるよう配慮されなければならないこと。
- ⑥地域及び経済の活性化を図るため、本県文化の積極的な発信と文化を通じた多様な交流の拡大が図られるよう配慮されなければならないこと。
- ⑦文化により生み出される多様な可能性を地域や経済の活性化に生かすことが重要であり、文化の固有の意義を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないこと。
- ⑧県民、文化団体等、教育機関、事業者、市町村並びに県の相互の連携及び協力が図られること。

（３）責務等について

①県の責務

文化に関する施策を総合的に策定し、実施します。その場合、広く県民の意見が反映されるよう配慮します。また、国や他の都道府県と連携、協力して、効果的に施策を推進します。

②県民の役割

文化についての理解と関心を深め、自主的で主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

③文化団体等の役割

自主的、主体的に文化活動の充実を図り、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

④教育機関の役割

子どもたちが文化に親しむ機会の創出に努めます。また、人材育成、調査研究等を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

⑤事業者の役割

文化についての理解と関心を深め、文化活動への参画や支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

⑥市町村との連携

県は、市町村との連携を図り、市町村が地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、実施するために助言や協力を行うものとします。

(4) 文化の振興等に関する施策について

①芸術の振興

文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

②生活文化等の振興

生活文化（華道、茶道など）、国民的娯楽（囲碁、将棋など）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

③伝統芸能等の継承・発展

伝統芸能（雅楽、能楽、歌舞伎など）、伝承文化（年中行事、民俗芸能など）の継承、発展を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

④特色ある文化の継承・発展

出羽三山信仰に見られるような精神文化、最上川の舟運文化、伝統工芸、地域の豊かな食文化などの継承、発展を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

⑤文化財等の保存・活用

有形、無形の文化財、その保存技術の保存、活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援などの必要な施策を講ずるものとします。

⑥デザイン（意匠）の保存・活用

文化的価値が高いデザイン（服飾、家具、工芸品、建築などの分野）の保存、活用を図るため、必要な施策を講ずるものとします。

(5) 文化に親しむ環境づくりのための施策について

①県民の文化に親しむ機会の充実

県民が文化を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実を図るために必要な施策を講ずるものとします。

②文化施設の充実・活用促進

美術館、博物館、音楽堂などの文化施設の充実や活用の促進を図るために必要な施策を講ずるものとし
ます。

③事業者による文化活動等の促進

事業者が事業や社会貢献の一環として行う文化活動、文化活動に対する支援を促進するために必要な施策
を講ずるものとします。

④文化情報の収集・提供

本県における文化活動の促進を図るため、文化情報を収集し、提供します。

(6) 文化をはぐくむ人づくりのための施策について

①県民の文化発信力の向上

県民が郷土に誇りと愛着を持って、本県の文化について発信できるよう、本県の文化に関する普及啓発、
郷土の歴史や文化を学ぶ機会を創るなど県民の文化に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるもの
とします。

②子どもの創造性等の育成

子どもの創造性及び感性や郷土への愛着と誇りを育むため、幼少期から文化を鑑賞したり、体験する機会
を創出するなどの必要な施策を講ずるものとします。

③高齢者及び障がい者の文化活動を行う意欲の増進等

高齢者や障がい者が、生涯を通じて文化活動に参画できるよう、文化活動を行う意欲の増進と環境の整備
を図るために必要な施策を講ずるものとします。

④文化の担い手の育成及び確保

創造的文化活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動の指導者、文化活動に関する企画や制作を
行う者、文化施設の管理・運営を行う者など文化の担い手の育成・確保に必要な施策を講ずるものとします。
また、文化活動を支援するためのボランティア活動の推進を図るよう努めます。

⑤顕彰

文化活動で顕著な成果を収めた者や文化の推進に寄与した者の顕彰に努めます。

(7) 文化を活用した社会づくりのための施策について

①文化の活用による地域の活性化

文化を活用した地域の活性化の取組を推進するために必要な施策を講ずるものとします。

②文化の活用による経済の活性化

文化の活用による経済の活性化を図るため、伝統工芸や食文化を活かした産業振興に必要な施策を講ずる
ものとします。

③文化の活用による観光振興

国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特徴ある文化が観光資源として活用されるよう必要な施策を講ずるものとします。

④文化に関する情報発信及び交流の推進

①～③までの施策を効果的に推進するため、本県の文化に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するとともに、文化にかかる交流を推進するために必要な施策を講ずるものとします。

(8) その他

①文化推進基本計画

文化に関する施策の総合的で計画的な推進を図るため、文化推進基本計画を定めます。

②推進体制の整備

文化に関する施策の推進に必要な体制の整備に努めます。

③財政上の措置

文化に関する施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるものとします。